

令和3年11月定例会議事録

令和3年

第11回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年11月9日(火) 午後7時30分～午後7時55分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

13番 佐藤 文恵

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏

局長補佐 横山 健司

農地係長 片山 真理子

## 7. 会議の概要

- 事務局長 「本日の出席委員は16名中15名であり、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第11回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
- 

### 第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、4番委員及び5番委員を指名する。
- 

### 第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 『議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 局長補佐 「番号30番は、8月の総会において、競売物件に係る買受適格証明書の交付について皆様方にご審議いただいた案件になります。証明書の交付を受けた者が、その後、落札され、改めて農地法第3条の許可申請をされましたが、申請人の事情が証明書の交付時と変わっていないことが確認できましたので、会長決裁により、11月2日付けで許可しましたことをご報告いたします。

続いて、番号31番は、農地の売買です。

申請地は、合計面積は2,972㎡の5筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が82.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約

8 km以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

続いて、番号32番は、農地の売買です。

申請地は、面積は991 m<sup>2</sup>の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が64.7アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約820 mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第38号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第38号について、許可決定いたします。」

---

### 第3 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号11番について、転用事業者は申請地を農家住宅敷地として使用したいとの申請です。」

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため第1種農地となり、原則不許可となりますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に住宅への進入路として使用されているため、追認での許可となります。申請地の北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は田となっています。周囲には柵板が設置されており、周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第39号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第39号については、許可相当として意見を決定いたします。」

---

#### 第4 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「『議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。」

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号38番について、転用事業者は父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、四方が宅地と道路に囲まれた、宅地が連たんしている区

域にあるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側及び東側は道路、西側及び南側は宅地となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第40号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第40号については、許可相当として意見を決定いたします。」

---

#### 第5 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号464番を上程するが、議席番号○○番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(○○番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号464番については、○○○○さんが、991㎡について利用権設定をするものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号464番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第41号の内、番号464番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

続いて、議案第41号の内、番号465番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号465番については、〇〇〇〇さんが、合計面積561㎡について利用権設定をするものです。  
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号465番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第41号の内、番号465番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

続いて、議案第41号の内、番号466番から484番、487番から491番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号466番から478番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として合計面積25,227㎡について利用権設定をするものです。番号479番から484番、487番から491番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、地域の担い手等へ転貸借するものです。内訳としては、〇〇〇〇が合計面積3,123㎡、〇〇〇〇が合計面積1,205㎡、〇〇〇〇が合計面積14,227㎡、〇〇〇〇が面積968㎡、〇〇〇〇が面積600㎡、〇〇〇〇が合計面積3,691㎡借り受けます。以上24件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号466番から484番、487番から491番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第41号の内、番号466番から484番、487番から491番については、異議がないものとして意見

を決定致します。」

続いて、議案第41号の内、番号485番を上程するが、議席番号〇〇番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号485番については、〇〇〇〇さんが、合計面積946㎡について利用権設定をするものです。  
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号485番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第41号の内、番号485番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

続いて、議案第41号の内、番号486番を上程するが、議席番号〇〇番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号486番については、〇〇〇〇さんが、合計面積467㎡について利用権設定をするものです。  
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号486番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第41号の内、番号486番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

---

第 6 報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 7 報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 8 報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐           新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議       長           本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。